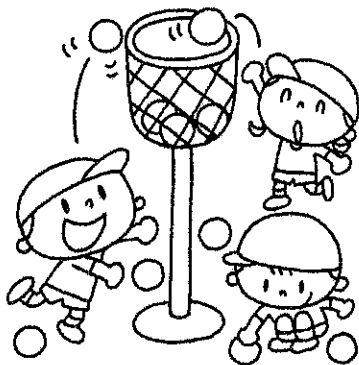


社会福祉法人 あけぼの福祉会

幼保連携型認定こども園  
ももの木こども園

(重要事項説明書)  
令和5年度



# ももの木こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、ももの木こども園（以下、「当園」という。）が、当園の利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人あけぼの福祉会
所 在 地	高鍋町大字上江 1600 番地 1
電 話 番 号	0983-23-1515
代表者氏名	理事長 平原 玲

## 2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園		
施 設 の 名 称	ももの木こども園		
お よ び 所 在 地	高鍋町大字上江 1961 番地 3		
連 絡 先	ももの木こども園 電話番号 0983-23-0658 / FAX 0983-23-0650 Eメールアドレス momonoki78@ia8.itkeeper.ne.jp		
管 理 者	園長 平原 玲		
対 象 児 童	子ども・子育て支援法の定める小学校就学前児童		
利 用 定 員	児童の年齢及び認定	R5.3.1日現在	定員 R4.4.1
	満3歳以上の児童（1号認定）	36人	30人
	満3歳以上の児童（2号認定）	62人	62人
	0～2歳児（3号認定）	61人	48人
	合計	159人	140人

## 3 サービスの目的

当園は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を行うことを目的とします。

児童福祉施設として、児童の教育および保護者が安心して仕事に励み、又、疾病など十分治療ができる様に家庭生活を援助する事を目的としています。保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児、幼児を、保護者に代わって保育し、年齢、個々の発達段階に応じて、幼児教育を積極的に進めていきます。

## 4 施設・設備等の概要

### 〈施設〉

敷 地	敷地全体	2598.04 m <sup>2</sup>
	園 庭	1200.00 m <sup>2</sup>
園 舎	構 造	鉄骨造 2階建て
	延べ面積	1074.14 m <sup>2</sup>

### 〈主な設備〉

設備	部屋数	備 考
乳児室	1室	りす組(0歳児クラス) うさぎ組(1歳児クラス)
ほふく室	1室	

保育室	4室	こあら組（満2歳児クラス）ぱんだ組（満3歳児クラス） きりん組（満4歳児クラス）ぞう組（満5歳児クラス） について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	（医務室兼）
多目的室	1室	育児相談
その他		震災時避難場所（屋上） 常設プール

## 5 職員の配置状況

〈職種・員数〉

職 種	員数	職 種	員数
園 長	1名	主幹保育教諭	2名
副主幹保育教諭	1名	保育教諭・看護師等	31名
調理員	4名	事務員	3名

〈各職種の勤務体系 勤務時間 7.75時間〉

通常勤務	早番勤務	遅番勤務
8:25~17:10	7:00~15:45	9:45~18:30

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務（パート勤務等）の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※ 調理員、事務員の勤務時間帯は業務の都合により時間を調整します。

※ 遅番18:30以降は時間外手当にて対応

※ 中遅番（8:25~18:00）50分の勤務超過については振休（希望により時間外手当）にて対応。

## 6 教育・保育を提供する日

### (1) 1号認定の子ども

国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日。ただし、土曜保育料は別途支払うことにより、土曜日にも教育・保育を提供します。（年末年始12月29日~1月3日は休園）

ア 学期

1学期	2学期	3学期
4/1~7/31	8/1~12/31	1/1~3/31

イ 長期休暇

学年始休業 ※	夏季休業 ※	冬季休業 ※	学年末休業 ※
4/1~4/7	7/25~8/24	12/22~1/9	3/21~3/31

### (2) 2号・3号認定の子ども

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始12月29日~1月3日は休園となります。

## 7 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- 教育標準時間認定（1号認定）に係る教育・保育時間

教育標準時間	6時間	8:30~14:30
幼稚園型預り保育 短時間(月4000円)	6時間+3.5時間	7:00~8:30・14:30~16:30
幼稚園型預り保育 長時間(月6000円)	6時間+5.0時間	7:00~8:30・14:30~18:00

- ※ 3歳児以上は保育料は免除されますが、副食費4500円が徴収をさせていただきます。
- ※ 1号認定で夫婦共働きの世帯は新2号の手続きをすれば預かり保育料は免除されます。
- ※ 1号認定で共働き世帯でない方は土曜日が休日となるため副食費は4000円です。
- ※ 上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

● 保育標準時間認定（2号・3号認定）に係る教育・保育時間

標準時間	11時間	7:00~18:00
------	------	------------

- ※ 上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります：別紙参照）

● 保育短時間認定（2号・3号認定）に係る教育・保育時間

短時間保育 ※時間設定は、保護者と相談	8時間	8:30~16:30要相談
---------------------	-----	---------------

- ※ 実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。
- ※ 上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで、16時30分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。（別途利用者負担が必要となります：別紙参照）

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 教育・保育及び延長保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 食事の提供

	午前間食	昼食	午後間食（2号・3号・1号幼稚園型預り保育利用者）
0歳児	9時頃	11時頃(完全給食)	15時頃
1歳児	9時頃	11時頃(完全給食)	15時頃
2歳児	9時頃	11時頃(完全給食)	15時頃
3歳児		11時30分頃(ごはん持参)	15時頃
4歳児		11時40分頃(ごはん持参)	15時頃
5歳児		11時40分頃(ごはん持参)	15時頃

- ※ 献立表は毎月お知らせします。
- ※ 「給食費・おやつ代」は、3号認定の子どもについては保育料に含む。ただし1号認定の子どもについては、月4000円(土曜給食は別途 おやつ代を含む)を徴収します。  
2号認定(新2号)については月4500円(土曜給食含む)
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。  
対応が必要な場合は、医師の診断書、又は指示書をご提出ください。

※ 3歳未満児(0歳児～2歳児)は、完全給食です。(主食は園で用意します)

※ 3歳以上児は、副食給食です。主食(ごはん)を持って来てください。

※ お弁当の日について 月に1回程度あります。

(3) その他保育に係る支援事業等

事業名	「親子ふれあい広場」
実施場所	園庭及び多目的室(雨天時)
担当職員名	園長・主幹保育教諭
実施内容	園庭を開放し、園児及びその保護者と、地域の子ども及びその保護者との相互交流の場を提供する。
実施日	(実施日) 毎週 月・水・金曜日 (実施時間) 10:00～11:30
備考	(対象者) 地域の子ども及び保護者 (利用料) 無料

事業名	「一時預かり事業」
実施場所	保育室(年齢ごと)
担当職員名	該当年齢児童のクラス担任
実施内容	地域の児童を対象に、一時的に家庭で保育することが困難な子どもを預かる。
実施日	(実施日数) 週5日 月～金 (実施時間) 8:30～17:00 ※8時間以内
備考	(対象者) 地域の子ども (利用料) 4時間以内 900円 4時間以上～8時間以内 1800円 (給食利用) 1食につき 100円

事業名	「病後児保育事業」
実施場所	病後児室(特別室)
担当職員名	看護師
実施内容	病気の回復期で集団保育(生活)が困難な時、保護者の勤労や疾病等で家庭での保育が出来ない地域の児童・子どもを預かる。
実施日	(実施日) 月曜日～金曜日 週5日 (実施時間) 8:00～17:00
備考	(対象者) 地域の子ども(5カ月～小学校3年生) 在園児 (利用料) 1回につき300円 (給食利用) 無料(病児食) 在園児外 (利用料) (8時間以内 1500円) (給食利用) 1食につき300円(病児食)

事業名	「子育て相談事業」
実施場所	多目的室
担当職員名	園長・主幹保育教諭(場合により保育教諭・調理師)
実施内容	地域で未就園児を抱える保護者の子育て・育児に対する不安解消を図るため、個別に相談に応じ、保護者が不安を抱くことなく子育て・育児ができるよう支援する。
実施日	(実施日) 毎週 月・水・金曜日 (実施時間) 10:00～11:30

備 考	(対象者) 地域の子育て中の保護者(特に条件はつけない) (利用料) 無料 ○相談内容によっては、当園の教諭だけでなく、関係役場職員・地域の相談員の方を招き、今後の対応について検討する。また必要によって関係機関を紹介したりする。
-----	--

#### (4) 特徴的な取り組み

- ・スポーツ教室(3歳児～5歳児):外部講師による運動遊び
- ・音楽教室(3歳児～5歳児):外部講師による音楽遊び
- ・書き方指導・算数教室(5歳児):外部講師による指導
- ・英語教室(5歳児):外部講師による英会話遊び
- ・食育活動:園内の花壇やプランターを利用して四季を通した野菜づくりとクッキング教室
- ・高齢者とのふれあい体験(4歳児～5歳児):社会福祉協議会包括センターとの連携

### 9 利用料金

#### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)等

当園に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

#### (2) 教育・保育の提供に要する利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、3歳児以上は絵本代等の費用をお支払いいただきます。

### 10 お支払方法

〈利用者負担金(保育料)、給食費、幼稚園型預り保育料、諸費〉

- ・「宮崎銀行教育M-NETサービス」を利用して口座振替によりお支払いいただきます。
- ・口座振替日は毎月10日です。10日に引落しができなかった場合は、25日を再振替日とします。10日、25日が金融機関休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。再振替日にも引落しができなかった場合は、当園に直接現金でお支払いいただきます。

〈その他の利用者負担金、サービス利用料〉

- ・被服に係る費用・連絡帳に係る費用・延長保育料は、当園に直接現金でお支払いいただきます。

〈口座振替依頼書〉

- ・「宮崎銀行教育M-NET」サービスによる口座振替払いを利用していただくため、「口座振替依頼書」をご提出ください。記入方法については別紙の通りです。
- ・新入園生の方に関しては、口座登録に時間を要するため、1ヶ月目の保育料は現金でお支払いいただくか、または、初回の引落の際に2ヶ月分を口座振替によりお支払いいただきます。

### 11 利用の開始及び終了

〈教育・保育の開始について〉

- ・当園の利用者は市町村から利用認定証が交付され、入所決定後、この重要事項説明書に同意された時から利用開始となります。

〈教育標準時間認定(1号認定)の児童の利用〉

- ・当園は1号認定を希望される児童の保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒みません。ただし、申し込み人数が「2 利用施設」に定める利用定員の総数を超える場合など、園の受け入れ可能人数を超える場合については、申し込みを受けた順序等により選考します。

〈利用開始時〉

- ・持病があるお子様については、入園時に必ずお知らせください。

- ・登園について：朝は可能な限り9時までに登園させてください。登園時間が遅くなると園生活のリズムにうまく乗れず、活動にスムーズに入れない場合がありますので配慮をお願いします。また、登園前の心身の不調は、必ずお知らせください。（昨夜熱があった、食欲がない、睡眠不足など）。
- ・欠席・遅刻について：欠席や遅刻する場合は、理由や状況を9時までに連絡してください。

#### 〈送迎について〉

- ・送迎は、基本的に保護者をお願いします。特別な事情で、保護者以外の方に送迎を依頼される場合は、事故防止の為に、児童とのご関係とお名前を、必ず事前に園に連絡してください。
- ・送迎の時は、必ず保育室の前まで送迎してください。また、保護者から保育教諭へ直接受け渡しその都度声をかけていただくようお願いいたします。
- ・送迎時の駐車場での事故や、混雑を防ぐため、受け渡し後はすみやかに降園してください。
- ・安全の為、送迎時は門扉の開閉を必ず保護者が行い、しっかり閉めたことを確認してください。
- ・門から出る際は、保護者が先に出て、児童を誘導し、飛び出しを防止してください。

#### 〈病気・疾病について〉

- ・園での視診、触診で発熱やその他の異常があった場合は、応急処置後、保護者に連絡し、お迎えをお願いする事があります。
- ・園での投薬について：事故防止の為、園での投薬は投薬依頼書に記入し直接担任に手渡し下さい。
- ・登園停止について：流行性、伝染性の病気に罹った場合は、他の児童にうつる心配がなくなるまで、登園を見合わせてください。

## 1 2 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき
- (2) 利用児童の保護者から当園の利用取消しの申出があったとき。
- (3) 児童の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) 利用料の未払いが3ヵ月を超えたとき
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1 3 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内科	歯科	薬局
医療機関の名称	永友慶子小児科	津曲歯科医院	みどり薬局
医院長名	永友慶子	津曲智邦	小西利幸
所在地	高鍋町北高鍋 1000	高鍋町北高鍋 4581	高鍋町北高鍋 167-3
電話番号	0983-23-1082	0983-23-5915	0983-23-2366

## 1 4 緊急時の対応（災害時、事故発生時、不審者等）

### 〈災害時、不審者等〉

非常災害、不審者に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。また、警備会社と連携を図り、日頃の安全管理に努めます。

### 〈事故発生時〉

当園の職員は、教育・保育の提供を行っている際に、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに嘱託医又は児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。また、教育・保育の提供により事故が発生した場合は、高鍋町及び保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。また、児童に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

### 15 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

(担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。)

担当者	窓口担当者	主幹保育教諭 伊集院さゆり・河野由紀		
	苦情解決責任者	園長: 平原 玲		
	ご利用時間	9:00 ~ 17:00		
	電話番号	0983-23-0658	FAX	0983-23-0650
第三者委員	梅木実雄		兒玉あつ子	

### 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	自動火災報知機：有 / 誘導灯：有 / ガス漏れ報知機：有 非常警報装置：有 / 非常用電源：無 / スプリンクラー：無 その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理：有
避難訓練	火事や地震、防犯の避難の方法を、毎月1回訓練します。

### 17 利用者に対する保険の種類・保険内容・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	「こどもえんのほけん」
保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容	保育園児等傷害保険・主催行事参加者傷害保険・保育園賠償責任保険
保険金額	通院保険金日額1000円、入院保険金日額3000円

### 18 当園におけるその他の留意事項

保育料・諸費用	保育料は、口座振替日をご確認ください。
その他集金	その他、園でお金を集めるときはお知らせします。その際はお子様にお金を持たせないようお願いいたします。
キーホルダー	キーホルダーは、つけない方が望ましいですが、つける場合は安全でおもちゃにならないもの1個にしてください。
閉園時	閉園時は、園内に入らないようお願いいたします。万一事故が起きても責任を負いかねます。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。



別紙 ももの木こども園

1 教育・保育の提供に要する利用者負担金

項目	負担内容及び目的	金額
被服に係る費用	実費負担として (随時)	体操服：シャツ(1700円) 2歳児以上 ・ズボン(1700円) 2歳児以上 ・帽子(1000円)
諸費	実費負担として (随時)	おたより帳 0~1歳児(150円) 2~5歳児(100円) 出席ブック・シール(545円) 名札(125円) 肩掛けかばん(1790円) ナイロンバッグ(390円) 雑費袋(55円)
保護者会費	保護者会の費用	月額 100円

2 サービス利用料

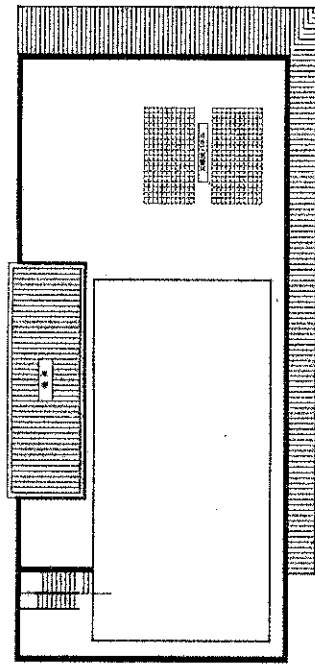
市町村が定める標準額に加えて、サービスの利用に応じて下記のサービス料金がかかります。  
ただし、保育環境上の観点から、1号認定の児童の給食費は必須とさせていただきます。

サービス		引落月	短時間 16:30まで	長時間 18:00まで	
1号認定	1号認定 1組の満3歳	給食費(月額)	毎月	4,000円	
		幼稚園型預り保育料(月額)	毎月	4000円	6000円
		土曜保育料(日額) ※おやつ代込み	翌月	800円	1000円
	新2号(共働かせ帯)	給食費(月額)	毎月	4,500円	
		幼稚園型預り保育料(月額)	毎月	0円	0円
		土曜保育料(日額) ※おやつ代込み	翌月	0円	0円
1号認定も含めて 全園児	延長利用料(幼稚園型預り保育、保育標準時間、 保育短時間後に保育が発生した場合の保育料)	当日	規程の保育時間を過ぎた場合 18:01~18:30まで 100円 18:31~19:00分まで 200円 19:01~19:10まで 700円 19:11~19:20 1200円		

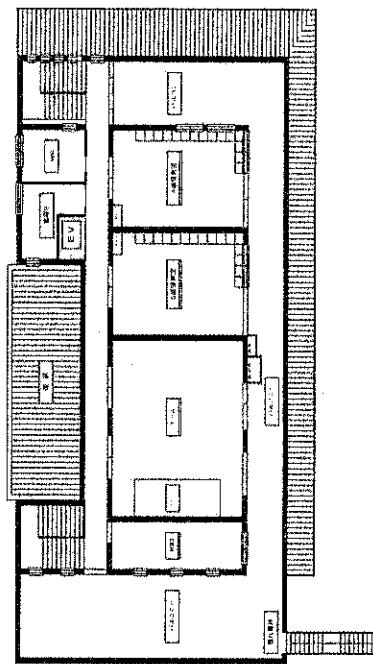
※ 幼稚園型預り保育の短時間利用(～16:30)、長時間利用(～18:00)は原則、年度途中での変更はできません。お仕事を変わられた場合など、やむを得ない事情がある場合は園までご相談ください。

※ サービス利用料金については、「宮崎銀行教育M-NET」サービスによる口座振替払いによりお支払いいただきます。

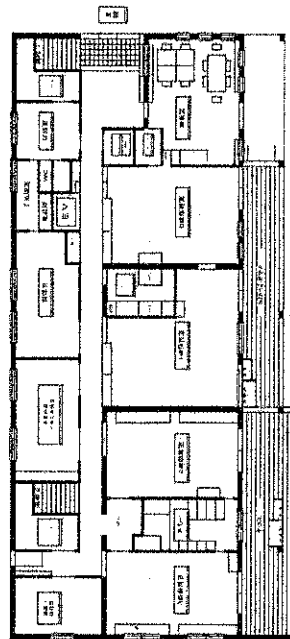
※ 1号認定の土曜保育料(おやつ代含む)は利用した回数に応じて、翌月、現金徴収といたします



3F



2F



1F

